

YAHOO! 広告 JAPAN

広告配信ガイドライン

LINE ヤフー株式会社
2024年3月11日

目次

第1章 広告配信ガイドラインと広告配信判断	2
1. 広告配信ガイドラインについて.....	2
2. 配信停止、契約解除について.....	2
3. 広告配信先運営者の義務について.....	2
第2章 広告配信先運営者に関するポリシー	3
第3章 サイト構成に関するポリシー	4
1. 配信できないサイト構成.....	4
2. 広告配信先運営者の明示.....	4
第4章 コンテンツに関するポリシー	5
1. 法令に違反し、または、違反するおそれのあるもの.....	5
2. 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの	5
3. 以下のような商品、サービス.....	5

第1章 広告配信ガイドラインと広告配信判断

1. 広告配信ガイドラインについて

広告配信ガイドラインは、Yahoo!広告とそれに関連する広告サービスの広告配信先運営者および広告を掲載する配信先サイト、アプリケーション等(以下、「広告配信先」)に適用される基準です。

広告配信についてこの基準を遵守する必要があります。

2. 配信停止、契約解除について

本ガイドラインへの抵触が発見された場合、当社は予告なく広告配信の停止を行い、提供しているツール、レポート等の全部または一部の提供を停止します。

また、何らの通知または催告なく、広告配信先運営者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく配信の全部または一部を停止し、または契約を解除もしくは解約して、それによって生じた損害の賠償を広告配信先運営者に請求することがあります。

3. 広告配信先運営者の義務について

広告配信先運営者または当社が広告主等やその他の第三者から広告配信先に関するクレームを受けた場合、広告配信先運営者の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる迷惑も及ぼさず、また当社が被った損害(弁護士費用を含む)を補償する必要があります。

第2章 広告配信先運営者に関するポリシー

広告配信先運営者は以下の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) メディアとしての知名度・実績があること
- (2) 広告配信先サイト内の情報に信頼性があること

第3章 サイト構成に関するポリシー

1. 配信できないサイト構成

以下のような構成のサイトへは広告を配信できません。

- (1) 自社コンテンツが乏しいサイト
- (2) アービトラージサイト等、第三者のサイトへのリンクや広告が多数掲載されているサイト
- (3) 日本以外の国に在住するユーザーを主たる対象としたサイト
- (4) 隠しテキストや隠しリンクが設置されているサイト
- (5) ユーザーの意思確認なく、ソフトウェアのダウンロードを開始したり、アプリケーションを起動したりするサイト
- (6) 当社が提供していると誤認を与えるようなサイト
- (7) デバイスに応じて最適化されていないサイト
- (8) その他、当社が不適切と判断したサイト

2. 広告配信先運営者の明示

広告配信先には、責任の所在を明確にするため、以下の情報を明記する必要があります。

- (1) 運営会社名
- (2) 所在地または連絡先

第4章 コンテンツに関するポリシー

以下のようなコンテンツを含むサイト、アプリケーション等には広告を配信できません。

1. 法令に違反し、または、違反するおそれのあるもの
2. 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの
 - (1) 誹謗中傷するもの、名誉を毀損するもの
 - (2) 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの
 - (3) プライバシーを侵害するもの、個人情報取得、管理、利用等に十分な配慮がされていないもの
 - (4) 他人を差別するもの、人権を侵害するもの
 - (5) セクシュアルハラスメントとなるもの
 - (6) 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの
 - (7) 投機心を著しくあおる表現のもの
 - (8) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの
 - (9) 犯罪を肯定、美化、助長するもの
 - (10) 反社会的勢力によるもの
 - (11) 醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの
 - (12) 性に関する表現が露骨なもの
 - (13) サービス、商品の内容が不明確なもの
 - (14) 業界で定めるガイドラインなどに違反し、または、違反するおそれのあるもの
 - (15) 個人や団体、企業などが偏った主義、主張、意見を訴えるもの
 - (16) その他、当社が不適切と判断したもの
3. 以下のような商品、サービス
 - (1) 成人を対象とした性的な商品、サービス
 - (2) 児童ポルノを連想させるもの
 - (3) 売春や援助交際のあっせんまたはこれらを正当化したり、推奨したりするもの
 - (4) 国内で承認されていない医薬品、医療機器
 - (5) 脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの
 - (6) 偽ブランド品など、ブランド商品の模倣品、偽造品

- (7) 銃器、弾薬、刀剣などの刃物、催涙スプレー、スタンガンなど主に武器として使用されるもの
- (8) 無限連鎖講(ねずみ講)へ勧誘したり、紹介したりするもの
- (9) 連鎖販売取引(マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス)へ勧誘したり、紹介したりするもの
- (10) 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの
- (11) クレジットカードのショッピング枠現金化サービス
- (12) 入札権購入型オークション(ペニーオークション等)
- (13) たばこ、電子たばこ